

支

の飲水より起るといへど、湯茶のみにてはなし、穀肉の食物が小便となる物也、予○小川五十二歳の時、養生所へ本郷五町目より四十三歳の女來り、我等治療す、此もの病といふは、煎藥は勿論、湯茶一滴もすゝる時は即ち吐し、飲水少しも口中へ入る事あたはず、飯を喰ふに箸を汁へひたし、飯へふりかけ喰ふ、外に疾病なし、此一事のみにして、小便の通じ壯歳の婦女のごとし、たゞ遠きのみ也、予いろくと考へ、藥を用ひけれど治せずして歸りたり、或は寢小便する若輩ものを見るに、大食なるものにて、飲水はすこしなり、馬を豆葉枯草糠大豆のみをばませ、飲水はあるかなきかにして、小便は夥しく通ず、鼠なども右のごとし、又石藥鹿角の類のうるほひのなきものよりも、脂をとれば出るなり、是等を以て、小便の飲水のみにあらざるを推て知るべし、世人の小便は、飲水のなる物と思ふもむべ也、香月先生云、小便は、湯茶の飲水より小便となると説り、名ある良醫なれど、穀肉より小便の生ずる事に心付給はず、知る者の一失ともいふべし、

〔類聚名義抄九〕支支 俗今正、章移反、エタ、

〔伊呂波字類抄江〕肢肢 人體、亦作、稅、日、肢、 肢エタ

〔令義解二〕凡略 ○中 一支廢、如此之類、皆爲廢疾、

〔標注令義解校本三〕一支廢、手足を合せて四支といふ、こゝは手足のうち一つ折て用られぬをいふ、

〔日本書紀十四〕二年七月、百濟池津媛違、天皇將幸、淫於石河楯、天皇大怒、詔大伴室屋大連使來目部張夫婦四支於木置假殿上、以火燒死、

〔古事記中〕爾天皇問、賜小碓命略 ○中 答曰、朝署入廁之時、○大 持捕搯批而引、ソノ、ユダラヒ、ヒ、カケテ 闕其枝、カケテ 棄薦投棄、

〔古事記傳二十七〕支 支は手足を云、書紀雄略卷に、張夫婦四支於木置假殿上、以火燒死、三 代實錄四 支王と云人見えたり、異なる名なり、若は誤、とある支と同じ、和名抄形體部に、野王按肢四體也、字に、や、印、本に、は、王、字、を、脱、せ、り、古、本に、あ、り、